



# 佐賀県公報

平成16年  
5月28日  
(金曜日)  
第12460号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

告示

○道路の区域の変更 (四二・道路課) 一

○道路の供用開始 (四一三・〃) 一

○道路の区域の変更 (四一四・〃) 一

○道路の供用開始 (四一五・〃) 二

公告

○落札者等の公示 (医務課) 二

○随意契約の相手方等の公示 (〃) 三

○〃 (〃) 三

○平成十六年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課) 三

○県営六郎屋第一地区土地改良事業計画決定 (農地整備課) 五

○県営石田上地区土地改良事業計画決定 (〃) 五

公安委員会事項

◎佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則 (規則・四) 五

## ○ 告示

●佐賀県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年五月二十八日から平成十六年六月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の間		幅員		延長	
	前	後	メートル	メートル	メートル	メートル
県道 久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町字赤井手一九八八番一 地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三番一 地先まで	鳥栖市真木町字赤井手一九八八番一 地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三番一 地先まで	二五・一	二〇五・二		
	鳥栖市真木町字赤井手一九八八番一 地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三番一 地先まで	鳥栖市真木町字赤井手一九八八番一 地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三番一 地先まで	一六・二	一八一・一		

●佐賀県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その区間を表示した図面は、平成十六年五月二十八日から平成十六年六月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町字赤井手一九八八番一地先から 鳥栖市轟木町字四本黒木五五三番一地先まで	平成一六・五・三〇

●佐賀県告示第四百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その区域を表示した図面は、平成十六年五月二十八日から平成十六年六月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		幅員		延長
	前	後	メートル	メートル	
県道 唐津北波多線	東松浦郡北波多村大字成淵字上原一 九四四番二地先から 東松浦郡北波多村大字徳須恵字壁田 一一九五番三地先まで	東松浦郡北波多村大字成淵字上原一 九四四番二地先から 東松浦郡北波多村大字徳須恵字壁田 一一九五番三地先まで	八二・八 〃 一一・五	八二・八 〃 一一・五	三九一四・〇 〃 三九一四・〇
	東松浦郡北波多村大字成淵字上原一 九四四番二地先から 東松浦郡北波多村大字徳須恵字壁田 一一九五番三地先まで	東松浦郡北波多村大字成淵字上原一 九四四番二地先から 東松浦郡北波多村大字徳須恵字壁田 一一九五番三地先まで	八二・八 〃 一一・五	八二・八 〃 一一・五	三九一四・〇 〃 三九一四・〇

●佐賀県告示第四百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年五月二十八日から平成十六年六月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 唐津北波多線	東松浦郡北波多村大字成淵字上原一九四四番二地先から 東松浦郡北波多村大字徳須恵字壁田一一九五番三地先まで	平成一六・五・三〇

○公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年5月28日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館長 河野 仁志

- 委託事業名  
佐賀県立病院好生館清掃業務委託
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
平成16年2月13日
- 落札を決定した日  
平成16年3月25日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社サンメンテナンス 代表取締役 深田良宏  
(2) 住所 大阪府大阪市中央区谷町五丁目3番19号
- 落札金額  
50,505,000円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館業務課管財係

<p>(2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号</p> <p>次のとおり随意契約の相手方等について公告します。 平成16年5月28日</p> <p>収支等命令者 佐賀県立病院好生館長 河野仁志</p> <p>1 委託業務名 平成16年度オーダーリング関連システムに係る運用業務及びシステム保守業務委託</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日</p> <p>5 契約者の氏名及び住所 (1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 松尾俊彦 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号</p> <p>6 契約価格 53,109,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館医療情報室 (2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号</p> <p>次のとおり随意契約の相手方等について公告します。 平成16年5月28日</p>	<p>収支等命令者 佐賀県立病院好生館長 河野仁志</p> <p>1 契約業務名 平成16年度医事会計システム(HOPE/SX-U)一式の賃貸借契約</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>3 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。</p> <p>4 契約の相手方を決定した日 平成16年4月1日</p> <p>5 契約者の氏名及び住所 (1) 氏名 西鉄情報システム株式会社 代表取締役社長 松尾俊彦 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通二丁目9番3号</p> <p>6 契約価格 44,100,000円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県立病院好生館医療情報室 (2) 所在地 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号</p> <p>毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する平成16年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。 平成16年5月28日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 試験科目 (1) 筆記試験 ア 毒物及び劇物に関する法規</p>
---	---

## イ 基礎化学

## ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

## (2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(実物鑑定はなく、記述式により行う。)

## 2 試験日時

平成16年8月19日(木) 9時30分から11時30分まで

## 3 試験場所

佐賀県職員互助会館(佐賀市内一丁目6番5号)

## 4 受験願書の受付期間及び提出先

## (1) 受付期間

平成16年6月14日(月)から6月25日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、平成16年6月25日(金)の消印があるもので受け付けます。

## (2) 受付時間

8時30分から17時15分まで

## (3) 受験願書提出先

佐賀県健康福祉本部薬務課

(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)

## 5 提出書類(各1通提出)

## (1) 受験願書

受験願書は、薬務課及び各保健所に準備しています。なお、県ホームページからもダウンロードできます。

## (2) 住民票の写し

出願前6か月以内に発行され、本籍の記載されたもの

## (3) 写真

出願前6か月以内に撮影した縦5センチメートル横4センチメートルで、脱帽、上半身、正面像のもの

## (4) 官製はがき

受験者の住所及び氏名を明記したもので、裏が白色無地のもの

## 6 受験手数料

10,500円(佐賀県収入証紙によること。)

既に納入された手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

## 7 合格発表

(1) 平成16年9月1日(水)12時に県庁本館前の掲示板及び各保健所の掲示板又は玄関に掲示します。

また、県ホームページにも掲載します。

(2) 試験合格者には、郵送により合格証書を交付します。

## 8 簡易開示制度

佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条に基づき簡易開示制度により、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示請求ができます。

## (1) 開示方法 閲覧又は口頭

## (2) 開示内容 科目別得点及び総合点

(3) 開示期間 平成16年9月1日(水)12時から9月30日(木)17時15分まで

## (4) 開示場所 佐賀県庁薬務課(新行政棟3階)

(5) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類  
(受験票、運転免許証等)

(6) その他 開示請求希望者は、事前に薬務課麻薬担当へ連絡すること。

## 9 受験手続に関する問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部薬務課(電話番号 0952-25-7082)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）六郎屋第1地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月28日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備）六郎屋第1地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成16年5月31日から平成16年6月25日まで
- 3 縦覧の場所  
相知町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）石田上地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月28日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（ため池等整備）石田上地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成16年5月31日から平成16年6月25日まで
- 3 縦覧の場所  
玄海町役場

### ○ 公安委員会事項

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十六年五月二十八日

佐賀県公安委員会

委員長 井 田 出 海

#### ●佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成十二年佐賀県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（重点禁止区域の指定等）

**第二条** 条例第十五条第一項に規定する重点禁止区域（以下「重点禁止区域」という。）の指定は、次に掲げる区域について行うものとする。

- 一 条例第二条第六号に規定する暴走行為（以下「暴走行為」という。）が頻発し、暴走行為を見物する者の集合が認められる区域
  - 二 過去において条例第十四条に規定するあおり行為（以下「あおり行為」という。）が行われ、かつ、再びあおり行為が行われる可能性の高い区域
  - 三 暴走族の集合場所となっているため、住民からの苦情が多く、取締り要望の高い区域
- 2** 公安委員会は、重点禁止区域を指定し、その指定を解除し、又はその区域の変更をしようとする場合は、当該重点禁止区域を管轄する市町村長に対し、その理由を明示し、意見を聴かなければならない。
- 3** 条例第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、佐賀県公報に登載して行う。

（暴走族相談員）

**第三条** 条例第十八条第一項に規定する暴走族相談員（以下「相談員」という。）

は、公安委員会が委嘱するものとする。

2 相談員の任期は、二年とする。

3 相談員は、再任されることができる。

4 公安委員会は、相談員から辞任の申出を受けたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

一 県内に居住する者でなくなったとき。

二 刑法法令に違反する行為があったとき。

三 暴走族相談員としてふさわしくない非行があったとき。

四 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

五 業務に関して知り得た秘密を漏らしたとき。

**(離脱命令)**

**第四条** 条例第十九条の規定による命令は、離脱命令書（様式）を交付して行うものとする。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規則は、平成十六年六月一日から施行する。

(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

2 佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）に規定する事務（公安委員会が実施機関である場合における実施機関としての公安委員会の事務）の項の次に次のように加える。

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成12年佐賀県条例第42号）	第15条第1項	あおり行為重点禁止区域の指定
-------------------------------------	---------	----------------

## 様式(第4条関係)

## 離脱命令書

第 号

年 月 日

殿

警察署長 印

佐賀県暴走族等の追放の促進に関する条例第19条の規定により、あなたの監護に係る少年について、次の暴走族から離脱するよう指導することを命じます。

少年の氏名等	氏 名	
	生年月日	
暴走族の名称		
命令の理由		

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年五月二十八日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 西部印刷企画(株)